

外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則の制定及び外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

平成 22 年 6 月 24 日
株式会社証券保管振替機構

1. 趣旨

外国株券等保管振替決済制度では、利用者の業務の処理に、機構システムを利用することに関し、必要な事項を定めた細則を制定していなかったことから、外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則（以下「外株システム利用細則」という。）を新たに制定する。

また、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（以下「外株規則施行細則」という。）については、現行の外国株券等保管振替決済制度でのシステム利用の実態に即していない箇所を改正するとともに、その他所要の整備を行う。

2. 概要

（1）外株システム利用細則の制定

外国株券等保管振替決済制度において、利用者は、株式等振替制度に係るシステムの一部を利用し業務の処理を行っているが、形式的には株式等振替制度とは別制度であるため、既に制定されている株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則に加えて外株システム利用細則を新たに制定する。

（2）外株規則施行細則の一部改正

① 統合Web端末の設置場所に関する規定の削除

外国株券等保管振替決済制度のシステム利用の実態に即し、統合Web端末に係る設置場所に関する規定を削除する。（外株規則施行細則第2条第1項第1号）

② その他規定等の整備

形式的な文言の修正等を行う。

3. 施行日

共に平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上